

静岡県消費者教育推進計画(平成26年度～平成29年度)

富国有徳の理想郷
“ふじのくに”づくり

◆計画の基本理念

- 消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成
- 主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援
- 幼児期から高齢期までの段階特性に配慮
- 場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応
- 多様な主体間の連携
- 消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供
- 非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解
- 環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携

◆消費者教育の課題

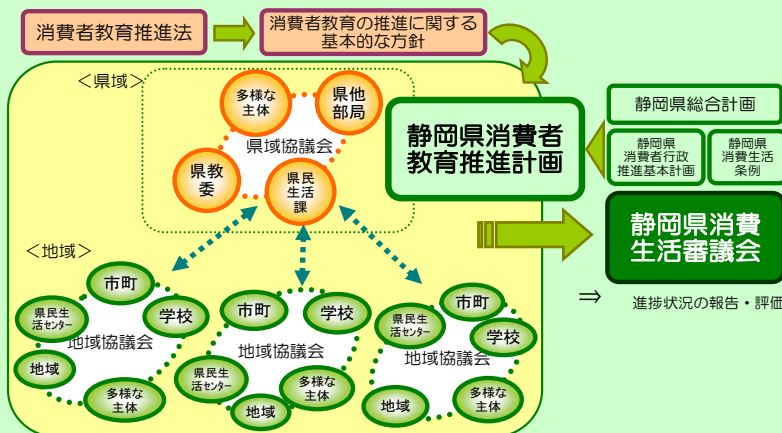
○発達段階別

発達段階	課題	
幼 児 期	・親と子双方に対する教育の充実	
小・中・高校生期	・学校と地域との連携充実 ・教職員に対する支援	
成 人 期	若 者	・大学の自主的な取組の促進 (実社会に出る直前の学生及び教職員への消費者教育)
	成 人 一 般	・職域における更なる教育の充実 ・地域における更なる教育の充実 ・その他、様々な場を通じた更なる教育の充実
	高 齢 期	・高齢者見守りネットワークとの連携 ・高齢者を支援する者への教育の充実

○重点領域

- ・消費者市民社会という言葉が定着していない
- ・消費者教育の担い手の確保が必要

☆消費者教育推進イメージ



◆基本的な方向

- イメージマップを活用した体系的な推進
重点領域に「命」を守る危機管理と「ものづくり県・静岡県」を追加で目標設定
- 各主体との連携による推進
・県による市町支援(市町の担い手育成、市町への情報提供、推進計画策定の促進、地域協議会の設置促進)
・県民生活課、県民生活センターと県教育委員会
⇒人材や教材等の情報の共有、社会教育施設の活用
・県と多様な主体
⇒意見交換の場の設置による積極的な連携
・学校と地域
⇒地域で学校を支援する仕組みづくりの推進
- 消費生活に関連する教育との連携による効果的な推進

◆推進の内容

○重点的に取り組む事項

- ①推進法の趣旨と「消費者市民社会」の意義の普及・啓発
- ②多様な主体の意識付け及び実践方法の普及
・消費生活に関連する教育をイメージマップに整理
・多様な主体へ実践方法を普及
- ③学校における消費者教育の充実
・全教育活動における充実、外部機関との連携、研修の充実
- ④県民生活センターの拠点化へ向けた取組
・市町の取組支援、地域の担い手育成、地域の情報整理
・消費者教育推進地域協議会の運営
- ⑤消費者教育の担い手の育成・活用
・消費生活相談員の資質向上
・消費者団体、法曹関係者、事業者、県研修修了者等の活用
・高齢者、障がいのある人、外国人等を支援する者への研修

◆実効性の確保

○計画の推進と進捗管理

- ・消費者教育推進地域協議会(仮称)
- ・消費者教育推進県協議会(仮称)

○進捗評価の方法

- ・消費者教育の推進には、イメージマップを活用する。
- ・消費者教育の推進体制には、成果指標を設定する。

成果指標 1	消費者教育推進計画の策定状況
成果指標 2	消費者教育推進地域協議会の設置状況
成果指標 3	消費者教育の人材育成状況(教職員)
成果指標 4	消費者教育の人材育成状況(地域人材)

消費者市民社会の実現 “社会的価値行動※” ができる消費者の育成

※「社会的価値行動」とは、自分の消費行動が、現在及び将来の世代にわたって、内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に寄与する行動をいう。